

平成 21 年 12 月

( 第 1 回 )

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 会 平成21年12月24日 午後 4 時20分  
閉 会 平成21年12月24日 午後 5 時25分

2 出席委員

大 橋 委 員 長      冷   泉   委   員      岩   田   委   員  
畑            委   員      谷   口   委   員      田 原 教 育 長

3 欠席委員

な      し

4 出席事務局職員

宮 野	教育次長	橋 本	管理部長
高 熊	指導部長	前 川	総務企画課長
桐 村	学校教育課長	藤 井	高校教育課長
下河邊	総務企画課参事	奥 田	総務企画課副課長
廣 田	総務企画課主任	嶋 田	総務企画課主任

## 5 議事の概要

### (1) 開会

委員長が開会を宣告

### (2) 前会議録の承認

ア 11月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 平成21年11月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

#### 【報告】

教育長から、平成21年11月府議会定例会に提出される教育委員会関係議案について知事から意見を求められた案件について、いずれも異議がないこととし、第58号議案として平成21年11月30日に臨時代理議決を行った旨の報告の後、総務企画課長から議案の概要について説明があった。

イ 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 子どもの権利条約の理念の実現を求める申し入れについて

#### 【報告】

学校教育課長から、申入れの概要について説明があった。

#### 【意見等】

委員から、国連決議を踏まえて施策を進めていくという思いは同じであり、要望事項もその是非を単純に考えるのではなく、お互いが理解をしながら進めていく必要がある旨の意見があった。

(イ) 憲法・子どもの権利条約に基づき、経済的困難と格差の拡大から子どもと教育を守る要求書等について

#### 【報告】

高校教育課長から、要求書の概要について説明の後、経済的理由により高等学校への就学を断念することの無いよう、授業料減免措置や修学金制度、通学費補助制度など様々な施策を実施していること。また、昨今の厳しい経済情勢を踏まえて、ジョブサポートティチャーによる求人の取り組みや労働局との就職説明会の開催などの求人開拓を行っており、今後も取り組みを進めていきたい旨の報告があった。

#### 【意見等】

委員から、社会情勢は大変な状況であり、就・修学、就職支援にしっかりと対応をいただきたいこと。生徒達が人生をかけられるような仕事を作り出すことや新しい職業分野を創造していくためにも学校教育の中で職業教育の充実に取り組んでほしい旨の意見があった。また、委員長から、京都府は全国でも充実した修学支援制度を行っており継続して支援を行っていくこと。また、就職が非常に厳しい社会情勢であり、求人開拓など教育委員会としても一層の努力を続けることとの意見集約があった。

(ウ) 全国学力・学習状況調査結果に関する申し入れについて

「(4)協議事項」と併せて報告が行われた。

#### (4)協議事項

ア 平成20年度全国学力・学習状況調査結果の情報公開について

#### 【説明】

学校教育課長から、平成20年度全国学力・学習状況調査結果の情報公開請求の部分公開決定に係る異議申し立てについて、京都府情報公開審査会から平成21年11月25日付けで答申があった旨の説明があり、答申の概要及び他府県における同種事案の答申とその対応状況について説明があった。また、併せて調査結果の公表に関する申し入れが提出されている旨の説明があった。

#### 【意見等】

委員から、規模の大きい市町村と小さい市町村を単に並べて数値だけを公表することで一面的な誤解を与えることを懸念すること。個々の市町村の状況を知りたいという趣旨は理解できるが、全体のデータを預かる京都府が分析し、説明を添えて公表することが結果の活用に繋がると考えること。京都府情報公開審査会の答申は、市町村別の公開を求めているが、市町村の序列化のための数値公表となっては意味がないこと。学校単位での公開は、結果を踏まえて保護者や地域で改善に取り組む力を持つていればプラスに働くが、転居や越境入学を考える家庭がでるなどのマイナス面の懸念もあるなど、双方を考えると学校単位の公開はマイナス面が大きいと考えること。市町村単位の公開は、平均点を公表しても課題解決への効果があるのか疑問であり、市町村がそれぞれの地域の実情によって、地域と相談した上で公開の是非を判断すべきである旨の意見があった。

また、文部科学省の実施要領には法的拘束力はないものの非公開を前提としており、府教委が公開を行うことに対しての市町村教育委員会の意見について質問があり、教育長から、府教委が公開することについて反対されていること。本件は、情報公開の社会的要請と公開することの影響を比較し判断すべきであるが、いずれであっても積極的に分析結果を広報していくことが必要と考えている旨の説明があった。委員から、市町村と協調し、市町村の意向を尊重することが必要と考えること。市町村教育委員会は、調査結果を分析し、子どもの学力を伸ばしていく努力をすることが求められており、公開されないことで努力を怠ることがあってはならないこと。京都府でも私学への進学率など、京都府のおかれている状況などの分析と併せて公表を行うことが必

要である旨の意見があった。

また、委員長から、本件は市町村教育委員会や学校に対する大きな影響があると考えられることから、協議の結果を踏まえ、教育委員会の議決事項として審議し、決定することとしたい旨の提案がされ、各委員の承認があった。

#### ( 5 ) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

大 橋 委 員 長

冷 泉 委 員

岩 田 委 員

畑 委 員

谷 口 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員